工事等入札疑義申立制度のフロー

開札　(注)開札後、疑義の回答及び事後審査が終了するまで落札決定は保留する

疑義申立て期間：開札日の13時から開札日の2日後12時まで

設計書の公開・閲覧：開札日の13時から開札日の2日後12時まで
（対象事業者：当該入札で入札書を提出した者）
（閲覧資格：対象事業者と直接雇用関係にあることがわかるものを提示）

市設計書に疑義が有る場合

市設計書に疑義が無い場合

疑義申立て：疑義申立書と申立者の内訳書を提出

積算疑義として取り扱わないもの
・疑義申立ての対象となる建設工事等が特定できないもの
・積算疑義が具体的でないもの
・積算疑義が特定できないもの
・設計図書等により確認できるもの
・積算システムに起因するもの
・入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
・測量等の委託又はその他の役務提供業務の委託のうち、見積徴取により設計している単価等によるもの
・その他当該入札に関係がないもの

疑義申立て期間終了後、疑義対応により落札決定を保留

疑義申立ての回答

入札無効

設計に誤りがあり、次に該当する場合
・落札候補者に変更が生じる場合
・落札候補者に変更は生じないが、税抜差額が50万円以上かつ設計金額の1％超の場合
・落札候補者に変更は生じないが、落札候補者が契約を望まない場合

入札有効

申立者に回答通知

申立者説明要求

申立者受領

工事主管課が直接説明

落札決定